

令和5年度第1回岩手県自殺対策推進協議会

(書面開催)

1 協議事項

岩手県自殺対策推進協議会会長の選任について

2 報告事項

次期岩手県自殺対策アクションプラン骨子案について

<送付資料>

資料1 岩手県自殺対策推進協議会会長の選任について【協議事項】

岩手県附属機関条例が施行され、岩手県自殺対策推進協議会は県の附属機関となりました。これにより、改めて会長を選任する必要があることから、会長選任について協議するものです。

資料2 岩手県附属機関条例

岩手県附属機関条例施行に伴い、「岩手県自殺対策推進協議会設置要綱」及び「自殺対策計画推進・評価委員会設置要領」は、令和5年3月31日に廃止となりました。

なお、自殺対策計画推進・評価を行う機関については、新たに協議会の部会として設置することとしています。

資料3 次期岩手県自殺対策アクションプラン骨子案

自殺対策計画推進・評価委員会において協議し、今般報告する資料です。